

三重県美容業生活衛生同業組合

第1章 総則

(目的)

第1条 この組合は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、美容営業について衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上並びに生活衛生関係営業の振興を図る為、自主的活動を推進すると共に、過度の競争により適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害される恐れがある場合に、組合員の経営の安定をもたらすための措置を自主的に講じ、もって公衆衛生の向上と増進に資すると共に、同業相より業権の確立を図り親睦を篤くし、組合員及び技能者の資質を高めることを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は三重県美容業生活衛生同業組合と称する。

(地区)

第3条 この組合の地区は三重県の区域とする。
(事務所の所在地)

第4条 この組合の主たる事務所を津市に置く。
(支部)

第5条 この組合は別表に定める地域別に地区及び支部を設け、従たる事務所を置くことができる。

(広告の方法)

第6条 この組合の広告は、この組合の掲示板にし、かつ必要があるときはこの組合発行の新聞に掲載して行う。

第2章 事業

(事業)

第7条 この組合は第1条の目的を達成する為に次に掲げる事業を行う。

- 1) 過度の競争により組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され又は阻害されるおそれがある場合における料金の制限
- 2) 前号に掲げる事態が存する場合における営業方法の制限
- 3) 第1号に掲げる事態が存する場合における営業施設の配置基準の設定

- 4) 組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導
- 5) 組合員の営業に必要な材料・器具・化学薬品の規格又は基準の検査及び必要ある場合の共同購入
- 6) 組合員の営業に関する共同施設
- 7) 組合員に対する営業施設の整備改善及び経営の健全化の為の資金の斡旋
- 8) 組合員の営業に関する技能の改善向上又は技能者の養成に関する施設
- 9) 組合員の顕彰・弔慰及び技能者の表彰
- 10) 美容師及び美容業に関する法令規則の調査研究並びに対策
- 11) 美容業の特性に応じた税制の改革及び対税対策の樹立に関する研究
- 12) 組合員の共済に関する事業
- 13) 第1号又は第2号に掲げる事業に関する組合協約及び組合員の経済的地位改善の為にする組合協約の締結
- 14) 組合員の営業に係わる老人の福祉、及び地域社会の福祉増進に関する事業についての組合員に対する指導その他の当該事業の実施する事業
- 15) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 組合員

(組合員)

第8条 この組合の組合員となる資格は、組合の地区内において美容師法の規定により届出をなし美容業を開業している者とする。

2. 前項の資格者が法人の場合はその法人の役員を組合員とする。

(加入)

第9条 この組合に加入しようとする者は、加入申込書に出資金及び加入手数料を添えて提出するものとする。

2. 加入申し込みを受けたときは、特別の理由なき限り理事会でその加入を承認し、組合員名簿に登録する。

3. 前項の承認に当たっては正当な理由なく加入を拒むことができない。

(加入者の出資払込)

第10条 前条第2項の承認を得た者は、遅滞なくその引き受けようとする出資口数に応じ他

の組合員の払込済出資額と同額の払込をしなければならない。但し持分の全部又は一部を継承することにより加入する時はこの限りではない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で、組合員たる資格を有する者の一人が相続開始後 30 日以内に加入申出をしたときは、前 2 条の規定に拘らず相続開始の時に組合員になったものとみなす。

2. 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(脱 退)

第12条 組合員は次の事由によって脱退する。

- 1) 組合員たる資格の喪失
- 2) 死亡又は解散
- 3) 除名
2. 組合員に前項第 1 号及び第 2 号の事由があったときは遅滞なく届け出るものとする。
3. 組合員は第 1 項各号に定める事由によることなく脱退しようとする場合はこの組合に予告し、その予告を行った日の属する事業年度の末日において脱退することができる。
4. 前項の予告は当該事業年度の末日 60 日前までに脱退の旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

第13条 次の各号の 1 に該当する組合員は総代会の議決によって除名することができる。この場合においてこの組合員はその総代会の会日 1 週間前までに当該組合員に対してその旨を通知し、かつ総代会において弁明する機会を与えなければならない。

- 1) 組合の事業を妨げ又は妨げようとする行為をした組合員
- 2) 組合の秩序を乱す行為をした組合員
- 3) 組合の事業の利用に付き不正行為をした組合員
- 4) 法令に違反しその他組合員の信用を失わせるような行為のあった組合員
- 5) 出資金の払込又は組合費を故意に 3 ヶ月以上滞納した組合員（出資金の払込、経

費の支払いその他この組合に対する義務を怠った組合員

(脱退者の持分の払い戻し)

第14条 組合員が脱退したときはその出資額を限度として払い戻すものとする。但しその脱退が除名によるときはその半額とする。

2. この組合の財産をもってこの組合の債務を完済するに足りないときは、脱退した組合員はその出資口数に応じ、未払込出資額を限度として損失額の払込をしなければならない。
3. 前 2 項における請求権は、その脱退の時から 2 年間行われなない場合は時効により消滅する。

(出資口数の減少)

第15条 組合員は次の各号の 1 に該当する時は、事業年度末においてその出資口数を減少すべきことを請求することができる。

- 1) 事業を休止したとき
- 2) 営業の一部を廃止したとき
- 3) その他特にやむを得ない理由があるとき
2. この組合は前項の請求があったときは、理事会においてその諾否を決する。
3. 出資口数の減少については前条の規定を準用する。

(届出事項)

第16条 組合員はその氏名、名称又は営業を行う場所を変更したときは、1 週間以内にその旨をこの組合に届けなければならない。

2. 美容所の閉鎖、休業又は従業員の変更の場合も又同じ。

第 4 章 出資及び持分

(出資の引受)

第17条 組合員は出資 1 口以上を有しなければならない。

(出資 1 口の金額)

第18条 出資 1 口の金額は弐千円とする。

(出資の払込)

第19条 出資は一時に、その金額を払い込まなければならない。

(出資口数の最高限度)

第 20 条 一組合員の有する出資口数は、組合員の総出資口数の 4 分の 1 を超えてはならない。